

入院時のお食事の負担額変更について



令和7年4月1日から入院時のお食事の負担額が一部改正されました。
 食材費等の高騰を踏まえた食事療養標準負担額の見直し実施に伴い、以下の表のとおり変更になります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者さん負担分）			
所得区分		令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日 から
69歳までの患者さん	70歳以上の患者さん		
区分 ア	現役並み Ⅲ	1食 490円	1食 510円
区分 イ	現役並み Ⅱ		
区分 ウ	現役並み Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食 230円	1食 240円
区分 オ（長期該当）	低所得 Ⅱ（長期該当）	1食 180円	1食 190円
	低所得 Ⅰ	1食 110円	1食 110円※変更なし
指定難病患者（Ⅰ・Ⅱを除く）		1食 280円	1食 300円

※今回の改正は厚生労働省からの通知によるものであり、全医療機関共通の改正額となります。
 ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。